

平成 21 年 6 月 15 日現在

研究種目：基盤研究（B）  
研究期間：2005年度～2008年度  
課題番号：17320117  
研究課題名（和文） 中欧多民族帝国における地域・社団と議会主義的伝統に関する社会史的研究  
研究課題名（英文） Social history of parliamentarism. Regions and corps in Central European Multi-national Empires.  
研究代表者  
篠原 琢（SHINOHARA Taku）  
東京外国語大学・外国語学部・教授  
研究者番号：20251564

## 研究成果の概要：

「中欧多民族帝国における地域・社団と議会主義的伝統に関する社会史的研究」は、中央ヨーロッパ（ここでは旧ポーランド王国、ハプスブルク帝国の領域を想定する）における政治的代表具現の社会的・文化的機能を総合的に検討した。その結果、近世的に存在した政治的正統の概念が、人民主権を基調とするナショナリズムの時代になっても、きわめて重要な機能を維持していたことが明らかにされた。中央ヨーロッパにおけるナショナリズムは、一極に収斂しないきわめて多層的・複合的構造を持っていたのである。プロイセン領ポーランドにおける議会代表、チェコ・ナショナリズムの文化的複層性、ハンガリー王国南部軍政国境地帯の地域意識、モラヴィアの領邦としての自立性、ハンガリー王国における国王戴冠儀礼といったテーマが個別研究として展開された。また、研究機関中に行われた国際シンポジウム、「ハプスブルク帝国における議会主義」で、総合的・理論的考察が整理された。

## 交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
平成 17 年度	3,100,000	0	3,100,000
平成 18 年度	3,300,000	0	3,300,000
平成 19 年度	4,700,000	1,410,000	6,110,000
平成 20 年度	3,200,000	960,000	4,160,000
総計	14,300,000	2,370,000	16,670,000

研究分野：人文学・史学・西洋史学・東欧近現代史

科研費の分科・細目：史学・西洋史

キーワード：中央ヨーロッパ、多民族帝国、議会主義、社団、社会史

## 1. 研究開始当初の背景

17 世紀後半から 19 世紀前半にかけての中央ヨーロッパにおける議会史の研究は、ポーランドを除けば、それ自体として数が少ない。ポーランドの場合でも、議会史研究は政治史が優越していただけでなく、ポーランド・ナショナリズムによって、その解釈には過度に政治的な負荷がかけられてきた。また、近年刊行されたハプスブルク帝国における議会主義についての総合的な大著が 1848 年革命

以後を扱っているように、通常の議会研究は、絶対王政期、あるいは 19 世紀を境として、截然と二つに分けられてきた。ドイツ国制史研究、フランス絶対王政研究で積み重ねられた議論に学び、批判的に摂取しながら、研究史上の空隙を埋める必要があった。

中央ヨーロッパ史研究において、近世史と近代史とは主題的にも、方法論的にも、しばしば分離して扱われてきた。これを乗り越えるために、中央ヨーロッパにおける議会主義

的伝統を、近世から近代にかけて連続した視点で検討することが必要であるという共通認識が、本研究プロジェクトの出発点であった。さらに研究分担者たちは、近世議會を近代における議會主義の前史とみるのではなく、逆に近世の複合的国制から、近代の議會主義、ネーション概念の形成を照射しようとする点でも一致していた。

本研究が構想されたのは、日本の東欧史研究においては、研究分担者たちを中心に近世研究が大きな充実を見せた時期であった。この成果をさらにプロジェクトとして有機的に発展させることが必要であった。

## 2. 研究の目的

本研究「中欧多民族帝国における地域・社団と議會主義的伝統に関する社会史的研究」は、中央ヨーロッパ（主にプロイセン王国、ハプスブルク帝国の支配領域で、旧ポーランド王国領を含む）における議會制を対象とし、17世紀から19世紀にかけてのさまざまなレベルの議會（帝国・王国・領邦・地方議會）の社会的・文化的機能を総合的に検討するものである。一般に17世紀以後、中欧地域ではポーランドを除いて、等族議會は絶対王権に圧服されるものとして、その検討は等閑に付されてきた。それに対して、本研究は、諸議會は政治史的には王権の前に後退していくものの、複合的な国制のなかで、諸地域、諸社団を代表するものとして、国家に政治的正統性を与えるうえで重要な役割を果たしつづけてきた、と考える。こうした正統意識に基づく諸議會の「歴史的権利」は、19世紀に至っては、チェコ、ハンガリー、ポーランドにみるように、新たに生まれた国民主義的リベラリズムによって、多民族帝国に対する国民主義的要求の根拠として、積極的に援用された。こうした前提に立って、本研究は、科研費の交付期間内に、以下の二つの点を明らかにすることを目的とした。

- (1) 諸地域、諸社団を代表具現し、帝国に正統性を付与するものとして議會をとらえ、近世から近代にいたる中欧多民族帝

国の複合的国制を、諸議會を通して分析する。その際、議會と王権との関係といった政治史的観点をいったん離れ、地域、社団の側から議會を捉えると同時に、議會が表現する政治的正統性を、文化史的に分析することをめざす。

- (2) 近世から近代にかけての中央ヨーロッパにおける議會主義的伝統の連続性と変容を分析する。近世的議會概念の具現する政治的正統性が、19世紀における国民（ネーション）国民概念の形成において、いかに援用され、変容したのか、が検討の課題となる。近世的議會概念が、複合的国制、身分制を前提としていたとすれば、その正統観念の変容は、地域意識や社団のあり方の変化に対応しているはずであり、当然、このことも分析の対象としてとりあげなければならない。こうして、議會主義の変質を問うことによって、中央ヨーロッパにおける近代的ネーションの形成を、思想史的、社会史的に具体的に考察することができる。

これらの点をあきらかにできれば、帝国的国家の複合国制の理解、およびネーション形成に関する議論に多大な貢献をなすことができる。

## 3. 研究の方法

上記の研究目的を達成するために、「議會主義」を、政治史を離れて研究した。研究会、国際ワークショップや総括シンポジウムにおいて、各国の国民史の枠組みを離れて、多民族帝国の統治下にあった中央ヨーロッパ諸地域（ハンガリー王国、オーストリア、ボヘミア諸邦、プロイセン、ポーランド）を横断的に比較検討した。

#### 4. 研究成果

分担者は個々に研究テーマを掲げて調査研究を進めると同時に、上に示した研究目的に資するべく、研究会での議論、国際ワークショップ、シンポジウムなどの企画、国外研究者との討論といった共同作業を行った。近世から近代を架橋し、代表具現の正統性をその連続の相の下に、文化的・社会的側面を中心にしつつ検討することは、国民形成史に新たな方法と知見を加えることにもなり、研究プロジェクトに協力した国外研究者からも高い評価を受けた。

##### (1) 篠原琢「チェコ国民劇場の建設運動と定礎式にみる代表具現の問題」

「国民がみずからに贈る *Národ sobě*」という標語を掲げたチェコ国民劇場の建設運動は、文人＝愛国者の狭いサークルを出て、19世紀前半の国民再生運動が、はじめて民衆的拡がりを持った運動であった。「国民劇場 *Národní divadlo*」は、チェコ文化が、ヨーロッパの他の国民文化と完全な対称性を持つことを示すチェコ国民芸術の「伽藍」として構想された。そこで上演されるはずのチェコ語の「歌劇」は、文学（台本、歌唱のテキスト）、音楽、造形芸術（衣装や舞台装置）、舞踏、身体芸術といった諸芸術の総合であり、それらすべてに国民的形式を与えるべきものであった。劇場そのものが、国民芸術の壮大な記念碑であり、またチェコ語をコミュニケーションの媒体とする「チェコの市民層」の社交の場として、その存在をきわめて視覚的に示威するべきものであった。

従来、チェコ市民層・市民文化の形成の里程標として捉えられてきたこの運動は、しかし、きわめて王朝的な表象に依拠するものでもあった。国民劇場の建設そのものが、領邦（ボヘミア王国）の資金によって支えられていた、というだけではない。ヴルタヴァ河を

挟んで、王宮に相対する国民劇場は、皇帝権力によって「篡奪」されたボヘミア王冠を、王国の正統性に帰還させるかのような形象を有していたのである。その定礎式では、聖俗貴顕、とりわけプラハ大司教や王国委員会議長（王国の自治的権利の最高位者）が重要な役割を果たすことになっていたし、何よりもその式典は、1836年のフェルディナント5世のボヘミア王国国王としての儀礼に範をとっていた。この式典に皇帝フランツ＝ヨーゼフを招き、擬似的な王国国王としての戴冠式を行うことも真剣に考えられていた。

それらすべてはハプスブルク帝国の高位にある人々の拒否によって頓挫し、国民劇場定礎式は、きわめて国民的な示威行動となった。しかし、このことは「歴史的権利」に基づいて、国民の政治的主体性を構築するような構想が、文化的拡がりを持って国民運動を担った広汎な階層に共有されていたことを示すものである。王朝的表象の解釈について、多様な可能性が開かれていることが、国民運動の動員にとって、重要な前提であろう。

この検討は、第一次世界大戦後の継承諸国家の政治的正統性を考える上でも重要な論点を提供するであろう。

##### (2) 中澤達哉、「選挙原理の国王戴冠儀礼と王権の正統性」

ハンガリーを始め東中欧諸国の多くは、西欧諸国とは異なり、中世後期に確立した非絶対主義的な合意型の身分制的君主政を近世期にも堅持しつづけた。ハンガリーではポーランドと同様、合意原則による王位継承が維持され、16世紀から19世紀半ばにかけての時期においても、王権の正統性は議会による合意調達に依存した。この結果、神の間接的恩寵による戴冠が儀礼上も出現したのである。世俗による戴冠同意や歓呼の主導など、戴冠儀礼の些細な変化から王権の変容を讀

み取ることができるのである。選挙原理の国王戴冠儀礼から王権の正統性を考えるという手法は、「絶対主義」「社会的規律化」「宗派化」という従来の近世史研究の枠組みとは異なる地平にあるといえる。

選挙王を選挙原理によって選出した中世後期に対して、世襲的王ないし世襲王を選挙原理によって選出したのが近世であった。この最初の転換点がポジョニでのマクシミリアンの戴冠であった。世襲王位継承権確立後もこの傾向は変わらなかった。神の「直接」的恩寵によって戴冠することになるフランツ・ヨーゼフ2世までは。中世後期に血統権を問わない自由選挙、いわゆる完全な選挙王政であったハンガリーは、マクシミリアンの戴冠を機に、世襲王（家門）の選出選挙へと移行し始め、議会による1687年の男系世襲王位継承権の承認を境に、直系間の世襲相続へと移行し、最終的にヨーゼフ2世やフランツ・ヨーゼフ1世の即位の仕方にそれが明確に現れた、ということになる。

さて、こうした伝統をもつハンガリーないし北部ハンガリーは、どのような規範と形式を近代の国民主義の時代に残すことになるのだろうか。北部ハンガリーについては、中澤がすでに18世紀末から1848年革命期のスロヴァキア国民形成における聖王冠概念の正統性原理の援用について検証した。ただし、国民主義の時代の正統性と伝統的王権との関連は検討したものの、儀礼の伝統が特に19世紀後半の北部ハンガリーにおける国民の社会史において、いかに援用され転用され変容を来したのかについてはいまだ検討していない。国民形成期に王朝的儀礼が果たした社会的・文化的機能について、本研究はその重要な出発点を画することになる。

### (3) 戸谷浩、『軍政国境地帯』の性格の転換と『近代』

ハンガリー王国南部の「軍政国境地帯」で実施された「対ペスト治安業務」は、1837年に再度精査され、「ペスト治安条例 Pest-Polizey-Ordnung」としてまとめ直される。ただ、1857年には「ドナウ通航協定 Donau-Schiffahrts-Akte」がハプスブルク帝国、バイエルン王国、オスマン帝国の間で結ばれ、検疫制度が、事実上、廃される中で、「軍政国境地帯」が担ってきた防疫線の役割も終焉を迎える。

実質的には150年に満たない「軍政国境地帯」の防疫業務であったが、防疫線の存在が同地に与えた影響、とりわけ負の影響については、研究史の中でもこれまでも様々に語られてきている。ここでは主だった議論を三点に絞って紹介し、本研究の当面の結論に代えることとしたい。

第一に、軍役並びに防疫業務の負担増による国境民の疲弊と、それに伴う農業の振興不振を挙げることができる。アドリア海沿岸のカールシュタット管轄区を始めとして、必ずしも農業に適した地域ばかりではなかった「軍政国境地帯」ではあったが、家の働き手を1年の半分近くも義務・奉仕に奪われることは、18世紀に入って農業に比重を置くようになっていった国境民たちにとって、大きな痛手であった。

発展を阻害されたという意味では農業だけでなく、商工業全般も、防疫線の存在、特にその長すぎる検疫期間の存在によって、振興を著しく妨げられた。防疫線の維持という点では、ハプスブルク帝国は「教皇も顔負けするほどに厳格である」と皮肉られている。ヨーロッパにおける検疫の師であるヴェネツィアが、ボスニアとの穀物交易において検疫を廃し、ボスニア商人のダルマチアの港への寄港を促したのに対して、ボスニアと境を接するクロアチア国境では84日間の検疫期

間が墨守されていた。もちろん、ダルマチアでは1763年から64年にかけてペストの発生を見るが、ボスニアとの交易の実は完全にヴェネツィアに奪われる格好となった。こうした極枯とも思われた最長で84日間の検疫期間は、検疫の必要性和商工業の振興の重要性がせめぎ合う中、18世紀後半を通じて漸減され、1785年にはシュノーの提言が容れられ、国境の検疫所での滞留期間は最長でも21日間と大幅に短縮されることになった。

最後に問題としたいのが、境界線としての「軍政国境地帯」の意義に関してである。言い換えれば、「軍政国境地帯」は何をどう隔ててきたのかという問いである。言うまでもなく、16～17世紀は、ハンガリーの国境城砦制度もそうであったように、「宿敵」「異教徒」の「トルコ人」の侵攻を阻むための壁であった。しかし、その与えられ、期待された機能と、境界線としての「軍政国境地帯」が実際に分断していたものは、必ずしも一致してこなかった。在地の視点で見るとすれば、「軍政国境地帯」は分断し得ないものを分断していたことにもなる。そしてこの事実は、単に三重国境地帯にのみ妥当するものではなく、境界線が「異教徒」や「トルコ人」の居住域の北限とぴったりと一致するものではないという意味では、ビストリツァにまで至る「軍政国境地帯」の全領域に該当するものであると言うことができよう。

カルロヴィツ条約を経て18世紀に入ると、分け隔てるべき「トルコ人」の影は国境地帯からどんどんと遠ざかっていった。代わって、ペスト等の伝染病が侵入を妨げられるべき存在として台頭し、防疫業務が国境民の第一の任務と見なされるようになる。このことは、時代的にも、思想的にも、防疫線としての「軍政国境地帯」が、「非ヨーロッパーオスマン帝国ー野蛮ー停滞ー不衛生」を「ヨーロッパ

ーハプスブルク帝国ー文明ー進歩ー清潔」から区別し、遠ざけようとしたことに因らずも一致する。

では、「軍政国境地帯」を南に一步抜けたら、即座に「野蛮」な地に入り、「不衛生」極まりなく、貧困や飢餓が横溢する土地となるのかと言えば、常識的に考えて、また現地を少しでも知る者であれば誰もが首肯するように、そのような戯画的な線などどこにも存在しはしない。民族を分ける境界線以上に、野蛮と文明を峻別する境界線は恣意的な存在であると言うほかないであろう。

「近代」という時代は、それまで目に見えなかったものに形を与え、人々の実感と異なるものを、ある強制力をもって、政治的な「中央」や社会的な「上部」から、国家の隅々に行き渡らせようとした時代である。近世期までは、曖昧なものでしかなかった「民族」や「国民」が、「近代」と呼ばれる時代になって、可視化され、陰に陽に人々に強要されるようになるのはその良い例であろう。そして、それと同じことが「軍政国境地帯」という境界線が生み出したものにも当てはまる。

そこに「我々」と「彼ら(他者)」がいて、線が引かれた訳ではなかった。そこに「野蛮」と「文明」があって、線が引かれた訳でもなかった。そこに住む者の想いが形になって、線が引かれた訳では全くなかった。全てはその順序が逆であった。しかし、考えてみれば、そのことこそが、近世期から存在した「軍政国境地帯」という制度が、「近代」においても存在しつづけることが許された唯一、最大の理由であったのかも知れない。

- (4) 割田聖史、「プロイセン王国議会におけるポーランド貴族の代表具現」
- (5) 薩摩秀登、「モラヴィア辺境伯領の正統性」
- (6) 秋山晋吾、雑誌論文の①を参照

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

- ① 秋山晋吾、「兵士の由緒と農民の由緒—18世紀ハンガリーのヤースクン社会」、『歴史学研究』、847号、32-41頁、2009年、査読有
- ② 割田聖史、「ライン州議会における国制問題」、『人文社会科学論叢』、18巻、57-72頁、2009年、査読無
- ③ Hideto Satsuma, Středověké dějiny východní Evropy a japonská historiografie, Sborník prací k šedesátým narozeninám prof. Jaroslava Pánka, pp.908-910, 2007年、査読有
- ④ 中澤達哉、「近代への架橋—歴史的権利と選挙王制」、『東欧史研究』27号、166-169頁、2005年、査読有
- ⑤ 薩摩秀登、「近世チェコとモラヴィアにおける国家概念」、『東欧史研究』27号、145-149頁、2005年、査読有

[学会発表] (計5件)

- ① Tatsuya Nakazawa, Situácia slovakistov a vyučovanie slovenčiny v Japonsku, International Symposium of East Asian researchers in Czech Studies, Hankuk University, Seoul, 2008年10月9日
- ② Taku Shinohara, Stručný přehled bohemistických studií v Japonsku a jejich problémy, International Symposium of East Asian researchers in Czech Studies, Hankuk University, Seoul, 2008年10月9日
- ③ 割田聖史、「異化と統合のはざま—ベルリンのポーランド人」、人間文化研究機構+アジア民衆史研究会シンポジウム、明治大学駿河台校舎、2008年11月29日
- ④ 薩摩秀登、「15世紀末から16世紀初頭のチェコにおける紛争と王国統合」、西洋史研究会大会、青山学院大学、2007年11月25日
- ⑤ 割田聖史、「19世紀前半プロイセンにおける国民とパトリオティズム」、新潟大学、2007年6月25日

[図書] (計9件)

- ① 篠原琢 (共著)、山川出版社、近藤和彦編『歴史的ヨーロッパの政治社会』、2008年、553-592頁
- ② 割田聖史 (共著)、山川出版社、平田・小名編『世界史のなかの帝国と官僚』、2009

年、37-69頁

- ③ 篠原琢 (共著)、講談社、家田編『講座スラヴ・ユーラシア学第一巻』、2008年、119-141頁
- ④ 割田聖史 (共編著)、ミネルヴァ書房、『近代ヨーロッパを読み解く』、2008年、340頁
- ⑤ Taku Shinohara (共著), Slavic research center, Hokkaido University, Regions in Central and Eastern Europe: Past and Present, 2007年、231-253頁
- ⑥ Tatsuya Nakazawa (共著), Slavic research center, Hokkaido University, Regions in Central and Eastern Europe: Past and Present, 2007年、155-182頁
- ⑦ 薩摩秀登 (単著)、河出書房新社、『図説チェコとスロヴァキア』、2006年、128頁
- ⑧ 篠原琢 (共著)、朝倉書店、加賀美・木村編『朝倉世界地理講座 東ヨーロッパ・ロシア』、2007年22-36頁
- ⑨ 篠原琢 (共著)、人文書院、西・高橋編、『東欧の20世紀』、2006年、295-324頁

[その他]

中澤達哉、「近代スロヴァキア国民形成史研究—『歴史なき民』の近代国民法人説」(早稲田大学に提出した博士(文学)学位請求論文、2006年)

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

篠原 琢 (SHINOHARA Taku)  
東京外国語大学・外国語学部・教授  
研究者番号: 20251564

(2) 研究分担者

秋山 晋吾 (AKIYAMA Shingo)  
北海道大学・スラヴ研究センター・共同研究員

研究者番号: 5046642

薩摩 秀登 (SATSUMA Hideto)

明治大学・経営学部・教授

研究者番号: 70211274

戸谷 浩 (TOYA Hiroshi)

明治学院大学・国際学部・教授

研究者番号: 00255621

中澤 達哉 (NAKAZAWA Tatsuya)

福井大学・教育地域科学部・准教授

研究者番号: 60350378

割田 聖史 (WARITA Satoshi)

宮城女子学院大学・学芸学部・准教授

研究者番号: 20438568

(3) 連携研究者 なし